



2023年5月15日

各 位

上場会社名 株式会社タチエス
代 表 者 代表取締役社長 山本 雄一郎
(コード番号 7239 東証プライム)
問 合 せ 先 総務部 (TEL 0428-33-1911)

株主提案に係る書面の受領及び当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2023年6月20日開催予定の第71回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における議題について、当社株主より、株主提案（以下「本株主提案」といいます。）に係る2023年4月17日付け書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領いたしました。

当社は、本日（2023年5月15日）開催の取締役会において、本株主提案に係る議案を本定時株主総会に付議し、下記のとおりこれに反対することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 提案株主

INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP 及び株式会社ストラテジックキャピタル

II. 本株主提案の内容及び提案の理由

1. 議題

- (1) 剰余金を処分する件
- (2) 剰余金を処分する件（トヨタ紡織株式の現物配当）
- (3) 政策保有株式に係る定款変更の件

2. 議案の内容及び提案の理由

別紙「本株主提案書面」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案書面」は、提案株主様から提出された本株主提案書面の該当記載を形式調整のうえ、原文のまま掲載したものです。

III. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

1. 剰余金を処分する件

- (1) 当社取締役会の意見

本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社取締役会は、当社が健全な存続と持続的成長を実現し、当社の中長期的な企業価値や資本収益性の向上を図る観点、また、株式市場からの評価の改善を図る観点から、本提案に反対致します。

当社は現在、2021年5月27日付け「中期経営計画策定に関するお知らせ」(URL : https://www.tachi-s.co.jp/dcms_media/other/20210527_tachi-s.pdf)にて公表いたしましたとおり、当社の持続的成長のために、事業活動を通じて新たな価値を提供し、真の独立系企業として生き残っていくため、2021年度から2024年度の中期経営計画『Transformative Value Evolution (TVE)』(以下「本中期経営計画」といいます。)を策定し、鋭意遂行中であります(※)。本中期経営計画では、財務・資本戦略として、2021年度から2024年度を「資本コストを意識した経営」を導入する期間として位置付けており、戦略目標として、「24年度ROE必達8%／目標10%」を設定しております。

(※) なお、既に開示しておりますとおり、当社は現在、本中期経営計画について、本中期経営計画策定時からの大きな事業環境の変化を受け、本中期経営計画の進捗を精査すると共に一部見直しの検討を進めております。今後、修正計画を策定することとした場合には、それが開示可能になった段階で、その内容と共に速やかにお伝えする予定です。なお、本中期経営計画で目標としております「24年度ROE必達8%／目標10%」については、現時点では変更を予定しておりません。

株主還元方針につきましては、当社は、本中期経営計画において、主たる配当の財務指標としてDOE(連結自己資本配当率)を採用し、キャッシュフローをはじめ、中長期的に健全な財務基盤の維持などを総合的に勘案し、24年度にてROE 8%必達を目指すと共に、積極的で安定的な株主還元を実施すること、即ち、本中期経営計画をベースとした当社試算による配当金総額(4年間)では110億円規模を想定し、「21年度～24年度DOE 3%～4%」を目標として定めました。これらの方針に基づき、当社は、現に、2021年度DOE3.0%、2022年度DOE3.5%(1株当たり配当額としては、2021年度63円60銭、2022年度73円60銭、2年間の累計額は137円20銭)の株主還元を実現しており、これらの配当額は、2016年度から2020年度までの中期経営計画(以下「前中期経営計画」といいます。)の対象期間(5年間)における1株当たり配当額の累計97円50銭の1.4倍に相当いたします。このように、当社は、本中期経営計画において定めた株主還元方針を着実に達成できている状況にあり、2024年度のDOEも4%を達成することを目標として鋭意事業を推進しています。

また、資本効率につきましては、当社は、本中期経営計画において想定している設備投資や更なる成長投資を実施することにより、中長期的な企業価値と資本収益性の向上を実現することが重要であると考えており、これらの継続的な事業投資の実施に必要な資金として、自己資金に加え、借入等の外部資金を柔軟かつ機動的に活用することで、資本コストの適正化と財務の健全性を確保るべきと考えております。現に、当社の自己資本比率は、2021年3月末48.0%から、2023年3月末47.2%に抑制しつつ、2年間の設備投資の総額は80億700万円であり、このように、当社は、資本コストの適正化と財務の健全性を確保しつつ、本中期

経営計画の達成に向けて銳意前進しております。

当社の株式市場からの評価の改善には、本中期経営計画（上述の修正計画を策定した場合には、その中でお示しすることとなるものを含みます。）の施策や目標を更に着実に実行し、当社の中長期的な企業価値と資本収益性の向上を、株主の皆様にご理解いただけるように継続的に発信していくことが重要であると考えております。

以上のとおり、2023年3月期における配当金をDOE 6 %相当額とすることを内容とする本提案は、将来における経営環境の変化や継続的な事業投資の必要性等を顧慮しない、短期的な視点に立脚したものであり、当社の安定的で継続的な運営と持続的成長の実現、ひいては企業価値の向上及び株主の皆様の共同の利益を最大化するという観点からも、適切ではないと考えております。

よって、当社取締役会は本提案に反対いたします。

2. 剰余金を処分する件（トヨタ紡織株式の現物配当）

（1）当社取締役会の意見

本株主提案に反対いたします。

（2）反対の理由

当社は、当社グループが自動車部品メーカーとしてグローバル競争を勝ち抜き、今後も持続的に成長していくためには、業種を問わず様々なステークホルダーとの協力関係が不可欠であり、事業戦略上の重要性や得意先・取引先との関係強化、地域社会との関係維持等を総合的に勘案して保有している政策保有株式については、今後、事業のために必要と考えるものは合理的な範囲で保有を継続します。一方で、事業の新化や進化に合わせて縮減を含めて保有内容を変更することを、政策保有株式に関する基本的な方針としており、具体的には、上場株式につきましては、「政策保有株式の残高を連結純資産の10%未満にする」ことを基本的な方針とし、取締役会において、保有目的や経済合理性等を具体的に精査・勘案し、個別銘柄毎の保有の適否を検証しており、保有目的に合致しないものは、市場への影響等を考慮した上で、原則売却する等縮減に努めています。

当社は、上述の方針に則り、取締役会において個別銘柄毎の保有の適否の検証を行っておりますが、当社取締役会においては、トヨタ紡織株式会社（以下「トヨタ紡織」といいます。）の株式（以下「トヨタ紡織株式」といいます。）を含めて、全ての政策保有株式の保有目的や経済合理性等を具体的に精査・勘案したうえで、個別の銘柄及びその量毎に、時機に応じた適否を検証し、併せて、その説明を通じ、政策保有株式の保有・縮減について、株主様のご理解を得るべく努めています。また、政策保有株式の縮減の実行にあたっても、当社取締役会としては、株主の皆様の共同の利益に資するように、財務面や税務面への影響やタイミング、当社事業に与える影響等を総合的かつ多面的に考慮し、最適な方法を慎重に検討した上で実施しています。

なお、本提案に従ってトヨタ紡織株式を現物配当する場合、当該配当は配当所得に該当するため、当社において当該配当に係る所得税等を源泉徴収する必要がありますが、これは金銭配当ではないため、当社が現物配当に係る源泉徴収税額を一旦立替払いし、株主の皆様に

て当社が立替えた源泉徴収課税相当額を当社に現金でお支払いいただく必要が生じるなど、株主の皆様にはご負担をお掛けすることになり、また、当社も、必要のないコスト負担を強いられる結果となります。加えて、実例に乏しい現物配当を円滑に実施するためには、証券保管振替機構、証券会社、証券代行機関などの多くの関係者様にも多大なる検討と対応コストを強いることとなり、関連するコストも相応に発生することが見込まれること、並びに、トヨタ紡織株式の現物配当は、いわゆる税制適格株式分配に該当しないため、本提案に従つてトヨタ紡織株式を現物配当した場合、当社は、現物配当に充てられる当該株式の時価と簿価との差額につき一定のキャピタル・ゲイン課税を受けることになることからすれば、政策保有株式の解消のために現物配当という手段を選択すること自体が、合理的かつ最適な手法とは言えないと考えます。

よって、当社取締役会は本提案に反対いたします。

3. 政策保有株式に係る定款変更の件

(1) 当社取締役会の意見

本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、上述のとおり、当社グループが自動車部品メーカーとしてグローバル競争を勝ち抜き、今後も持続的に成長していくためには、業種を問わず様々なステークホルダーとの協力関係が不可欠であり、事業戦略上の重要性や得意先・取引先との関係強化、地域社会との関係維持等を総合的に勘案して保有している政策保有株式については、今後、事業のために必要と考えるものは合理的な範囲で保有を継続します。一方で、事業の新化や進化に合わせて縮減を含めて保有内容を変更することを、政策保有株式に関する基本的な方針としており、具体的には、上場株式につきましては、「政策保有株式の残高を連結純資産の10%未満にする」ことを基本的な方針とし、取締役会において、保有目的や経済合理性等を具体的に精査・勘案し、個別銘柄毎の保有の適否を検証しており、保有目的に合致しないものは、市場への影響等を考慮した上で、原則売却する等縮減に努めています。

当社は、上述の方針に則り、取締役会において個別銘柄毎の保有の適否の検証を行い、その結果、現中期経営計画開始以降の2年間（2021年4月から2023年3月）で7銘柄の全株式（総額26億1800万円）の売却を実施し、政策保有株式の残高の連結純資産比は2021年3月末の11.1%から2023年3月末は7.2%まで縮減が進んでおります。今後も取締役会において政策保有株式の保有目的や経済合理性等を具体的に精査・勘案したうえで個別銘柄毎の保有の適否を検証していく所存であり、併せて、個別銘柄毎の保有の適否の検証やその保有目的及び売却に関する方針の説明を通じ、政策保有株式の保有・縮減について株主様のご理解を得るべく努めてまいります。

このように、当社では上述の方針及び取組みを通じ、個別銘柄毎にその保有や売却の検討及び判断を重ねている最中であり、本提案の内容のように、当社の意向及び発行会社の意向にかかわらず売却の意向を発行会社に伝え、発行会社側の反応を含めて開示するよう義務付けることは、当社や当社のステークホルダーにとって必ずしも適切なアプローチであるとは

(訂正後)

言えず、個別銘柄毎の保有目的やその効果、また経済合理性等を具体的に精査・勘案し、保有の意義について取締役会で議論のうえ、決定していく現在の方針を維持することが適切であり、本提案が定款の規定とすることを求める内容は、会社の根本規範である定款に記載するにはなじまないものと考えております。

よって、当社取締役会は本提案に反対いたします。

以上

(訂正後)

別紙「本株主提案書面」

※提案株主様から提出された本株主提案書面の該当記載を形式調整のうえ、原文のまま掲載しております。

第1 提案する議題

1. 剰余金を処分する件
2. 剰余金を処分する件（トヨタ紡織株式の現物配当）
3. 政策保有株式に係る定款変更の件

第2 提案の内容

1. 剰余金を処分する件

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

127円から、第71回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式1株当たり配当金額（以下「会社提案配当金額」という。）を控除した普通株式1株当たりの配当金額を、会社提案配当金額に加えて配当する。

第71期末における1株当たり純資産（発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定した数値をいう。）の金額（小数点以下切り捨て。以下同じ。）に0.06を乗じた金額（以下「DOE 6%相当額」という。）が127円と異なる場合は、冒頭の127円をDOE 6%相当額に読み替える。

なお、配当総額は、当社の第71回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第71回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第71回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

2. 剰余金を処分する件（トヨタ紡織株式の現物配当）

(1) 配当財産の種類

トヨタ紡織株式会社（証券コード：3116。以下「トヨタ紡績」という。）の普通株式（以下「トヨタ紡織株式」という。）1,316,700株（以下「現物配当財産」という。）

(2) 現物配当財産の帳簿価額の総額

26億3600万円（2022年6月24日付有価証券報告書における「貸借対照表計上額」）

(3) 配当財産の割り当てに関する事項

(a) 基準株式数：

当社普通株式27株あたり、トヨタ紡織株式1株を割り当てる。

(b) 金銭分配請求権 :

基準株式数を有する株主は、トヨタ紡績株式に代えて、会社法第455条第2項および会社計算規則第154条の規定に従い算定される額に相当する金銭を交付することを当社に対して請求することができる。同請求権の行使期間は、第71回定時株主総会の開催日を始期として、同開催日から1ヶ月を経過する日を終期とする。

(c) 基準未満株式（上記（a）に満たない株式をいう。）：

基準未満株式を有する株主には、トヨタ紡織株式を割り当てない代わりに、会社法第456条の規定に従い算定される額に相当する金銭が支払われるものとする。

(4) 剰余金の配当が効力を生じる日

第71回定時株主総会の開催日から2ヶ月を経過する日。

なお、本議案は、第71回定時株主総会で承認される本議案以外の議案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

3. 政策保有株式に係る定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第7章 政策保有株式

（政策保有株式の目的の検証と結果の開示）

第37条

（1）当会社は、取締役会で、当会社が保有する個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証する。

（2）当会社は、当会社が保有する政策保有株式の保有目的である「取引関係の維持・強化」が政策保有株式の保有によって実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年1回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、株式売却を希望する旨を伝える。

（3）当会社は、（1）の取締役会での検証結果及び（2）の発行会社への売却の打診に対して得られた発行会社からの回答の内容を、発行会社ごとに、当会社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書で開示する。

第3 提案の理由

1. 剰余金を処分する件

本件は、自己資本の6%を配当金とすることを企図した提案である。

当社は、中期配当目標として、「D O E 3～4%」を掲げているが、当社の自己資本比率は2022年3月末時点で約46%となっており、同業他社であるトヨタ紡織が同時期に約36%であることに鑑みると、既に十分な水準の資金を積み上げているといえる。加えて、当社は、2022年3月末で、約320億円の現金及び預金、約74億円の政策保有株式等を保有しており、財務基盤は非常に強固である。

当社は、2024年度の財務目標として、R O E 8%を必達、10%を目標に掲げているが、これ以上自己資本を増加させてもR O Eは低下するだけである。

そのため、現状の配当目標の「D O E 3～4%」を引き上げてD O E 6%の配当を実施する

(訂正後)

ことで、中長期的に資本効率の改善および安定した株主還元を行っていく方針を示していただきたい。

2. 剰余金を処分する件（トヨタ紡織株式の現物配当）

提案株主は政策保有株式を一切保有すべきでないと考えているが、本議案ではまず最も金額の大きいトヨタ紡織株式の現物配当を求めている。

当社は、トヨタ紡織株式の保有目的を「連携強化」と開示しているが、トヨタ紡織は、2021年10月29日の決算発表における質疑応答において、「取引と当社の株式保有の有無は一切関係ない」と明言している。

このように、トヨタ紡績が公の場で取引と株式保有の関係を否定している以上、当社が開示するトヨタ紡績株式の保有目的は事実無根というべきである。

とはいっても、トヨタ紡織の政策保有株主が保有する株式数は、同社の発行済株式総数の約18%にも上ることから、トヨタ紡織が当社を含めた政策保有株主に対して政策保有の継続を要請しており、当社がその要請に応じているのではないかとの疑惑を招きかねない。

そのような疑惑を払拭するために、まずはトヨタ紡織株式を処分すべきである。

3. 政策保有株式に係る定款変更の件

コーポレートガバナンス・コード（以下「C G C」という。）の原則1－4は、個別の政策保有株式について、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に検証し、検証内容を開示することを求めている。

当社は2022年3月末現在、トヨタ紡織株式を含め、約74億円の政策保有株式を保有するが、C G C原則1－4をコンプライするとしつつも、具体的な精査・検証の開示は無い。

一方、当社が保有する政策保有株式のほぼ全ての発行会社はC G C補充原則1－4－1をコンプライしている。

そこで、上記のC G C原則1－4に定める具体的な精査・検証の開示に加え、保有目的が実際に果たされているかを検証するため、少なくとも年1回以上、保有する政策保有株式の発行会社に対して、株式売却を希望する旨を伝え、発行会社からの回答も併せて開示すべきである。

以上